



長野県報

7月5日(木)
平成19年
(2007年)
第1877号

目次

規則

管理者の職務執行者を定める規程の一部を改正する管理規程（経営企画課） 1

告示

都市計画の変更及び都市計画図書の縦覧（生活排水対策課） 1

信州ものづくり産業投資応援条例に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する区域（ビジネス誘発課） 2

都市公園法に基づく管理方法の協議（都市計画課） 2

公告

一般競争入札（管財課） 2

平成20年度長野県看護専門学校学生の募集（医療政策課） 3

平成20年度長野県公衆衛生専門学校伊那校歯科衛生士学科学生の募集（医療政策課） 4

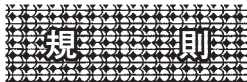
長野県都市計画公聴会の開催（都市計画課） 5

一般競争入札（都市計画課） 7

特定調達契約に係る一般競争入札（教学指導課） 8

正誤（行政改革課） 9

正誤（農地整備課） 9



規則

管理者の職務執行者を定める規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成19年 7月 5日

長野県公営企業管理者職務執行者
長野県企業局長 峯山 強

長野県公営企業管理規程第4号

管理者の職務執行者を定める規程の一部を改正する管理規程

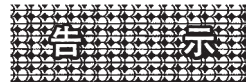
管理者の職務執行者を定める規程（昭和59年長野県公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「企業局長」の次に「(企業局長に事故があるとき、又は企業局長が欠けたときにあっては、経営企画課長)」を加える。

附則

この管理規程は、公布の日から施行する。

経営企画課



告示

長野県告示第355号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成19年 7月 5日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画及び須坂都市計画下水道 千曲川流域下水道

2 都市計画を定める土地の区域

下水管渠

平成8年長野県告示第289号の土地の区域のうち、長野市大字穂保字町裏を変更し、大字大町字中堰内並びに大字村山字イカリ並びに若穂綿内字南条、字田中、字東古屋、字下馬場沢、字上馬場沢、字高野、字町田及び字大橋並びに若穂川田字領家及び字領家東並びに若穂牛島字村南沖及び字村東中堰向沖を削る。

平成8年長野県告示第289号の土地の区域のうち、須坂市大字

小島字新田提間及び字新田東村並びに大字中島字砂間を変更し、大字中島字粟地河原並びに大字井上字前田、字長沢、字砂田、字松宮及び字京善橋並びに大字福島字蛇沢並びに大字九反田字西田及び字前田並びに大字小河原字新田組沖、字別府組沖、字別府山道南沖、字北組沖、字雁田道北沖、字南山道北沖、字南組沖、字須坂道東沖及び字高井野道北沖並びに大字日滝字地蔵原、字古池、字寺窪、字行人塚、字梨木原及び字境塚を削る。

平成8年長野県告示第289号の土地の区域のうち、高山村大字高井字千本松裏を削る。

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県生活環境部生活排水対策課、長野市役所、須坂市役所、上高井郡小布施町役場

生活排水対策課

長野県告示第356号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例(平成17年長野県条例第25号)第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成19年7月5日

長野県知事 村井 仁

1 上伊那郡南箕輪村9694-1

ビジネス誘発課

長野県告示第357号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の2第1項の規定により、都市公園と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立しました。

その関係図書は、長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年7月5日

長野県知事 村井 仁

1 都市公園の名称及び位置

- (1) 名称 長野県松本平広域公園
- (2) 位置 松本市 塩尻市

2 兼用工作物の位置

松本市大字今井7113番2内

3 兼用工作物の管理者

公園管理者 長野県知事 村井 仁
道路管理者 松本市長 菅谷 昭

4 管理の内容

兼用工作物の維持修繕、災害復旧及び許可等の権限の行使に関する事務

5 管理の期間

平成19年6月21日から当該施設の存続する日まで

都市計画課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年7月5日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
平成19年度長野県庁舎電気設備定期精密検査業務
- (2) 役務の特質
長野県庁舎の電気設備(特別高圧受電設備を含む。)の定期精密検査
- (3) 履行期日
契約締結の日から平成19年10月31日までの間において仕様書で定める日
- (4) 履行場所
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁舎
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 第2種電気主任技術者以上の技術員を有する者であること。
- (5) 30,000V以上の特別高圧受電設備に係る精密検査業務を履行できる能力を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部管財課
電話 026(235)7045

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年7月20日(金) 午前10時